第十号様式第1面中「税理士法第33条の２第２項に規定する添付書面」を「申告書に関する審査事項等記載書面」に、「４に」を「５までに」に改め、同様式第３面を次のように改める。

（第３面）

４　審査結果
５　総合所見
６　その他

注意事項
1　「税務代理権限証書の提出」欄の（　）内には、法第２条第１項第１号に規定する税務代理の委任を受けた税目を記載すること。
2　「１　相談を受けた事項」欄には、法第２条第１項第３号に規定する税務相談に関し特に重要な事項に関する相談項目を記載すること。
3　「４　審査結果」欄には、申告書が法令の規定に従つて作成されている旨を記載すること。
4　「５　総合所見」欄には、申告書に関し審査した事項の総合的な所見を記載すること。
5　必要があるときは、税目に応じて各欄の記載事項を変更することができる。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　目次の改正規定、第一条の三第一項の改正規定、第二条の三の改正規定、第二条の四の改正規定、第二条の五の改正規定、第二条の八の改正規定、第十一条第二項第六号の改正規定、第二章中第十四条の三の次に一条を加える改正規定、第一号様式注意事項1の改正規定及び第二号様式裏面注意事項の改正規定（同様式裏面注意事項２に係る部分を除く。）　令和五年四月一日

二　第八号様式の改正規定、第九号様式の改正規定及び第十号様式の改正規定　令和六年四月一日

三　第二十六条の改正規定　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）の施行の日（令和四年十一月一日）

○財務省令第二十五号

所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の施行に伴い、及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第六条の二第三項の規定に基づき、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日　　財務大臣　鈴木　俊一

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則（平成十九年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第七条第四項又は第五項」を「第七条第六項又は第七項」に改め、同条第二号中「第七条第六項」を「第七条第八項」に改める。

第二条中「第七条第四項又は第五項」を「第七条第六項又は第七項」に、「同規則」を「同令」に改める。

第三条中「第七条第六項」を「第七条第八項」に、「同規則」を「同令」に改め、「ごとに」と、」の下に「同条第１号中」を加える。

第四条中「同規則」を「関税法施行規則」に改める。

（財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第二条　財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号、別表第一第一三号及び別表第二第一一号中「第七条第六項」を「第七条第八項」に改める。

附　則

この省令は、令和四年四月１日から施行する。

○財務省令第二十六号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第八十五条及び第百三十六条の規定に基づき、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日　　財務大臣　鈴木　俊一